

一般社団法人小千谷青年会議所 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会議所は、一般社団法人小千谷青年会議所(英文名 Junior Chamber International Ojiya)と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を新潟県小千谷市に置く。

(目 的)

第3条 本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、地域社会及び国家の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発、社会奉仕に努めると共に、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会議所は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 社会環境の改善、安定した地域、社会、国家の発展、及び明るい豊かな社会形成の寄与を目的とした事業
- (2) 指導力啓発の知識、及び教養の修得と向上並びに能力の開発を促進する事業
- (3) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所並びに国内国外の青年会議所及びその他の諸団体と提携し、前2号で掲げた公益事業、及び相互の理解と親善を増進する事業
- (4) 諸会議・諸大会の開催
- (5) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

2 前各項の事業は、小千谷市、長岡市、及び必要に応じ県内の同自治体以外において実施する。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 本会議所の会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般社団・財団法人法」とする。)上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 賛助会員

(正会員)

第7条 正会員は、小千谷市及び小千谷市の近隣地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者とする。ただし、年度中に40歳に達した場合はその年度内は正会員としての資格を有する。

2 すでに他の青年会議所の正会員である者は、本会議所の正会員となることができない。

(特別会員)

第8条 特別会員は、制限年齢の年度末まで正会員であった者で、理事会で承認された者とする。

2 任期中に正会員としての制限年齢の年度末を迎えた監事は、任期中は理事会の承認を得て特別会員となることができる。

3 任期中に正会員としての制限年齢の年度末を迎えた理事長は、翌年度1年間は特別会員とする。

(賛助会員)

第9条 賛助会員は、本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会において入会を承認された者とする。

(会員の権利)

第10条 正会員は、本定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第11条 正会員は、本定款その他の規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(入会)

第12条 本会議所の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 このほか入会に関する事項は、規程に定める。

(入会金及び会費等)

第13条 正会員になろうとする者は、総会において別に定めるところにより入会金を納入しなければならない。

2 正会員、特別会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(特別負担金)

第14条 正会員は、入会金及び会費のほか本会議所活動に必要な事業その他に要する特別負担金を徴収されることがある。

2 前項の特別負担金の額及び徴収方法は、総会において決定する。

(会員の出席義務及び休会・復会)

第15条 正会員は例会及び総会への出席義務を負う。

2 正会員は、やむを得ぬ事由により長期間総会及び例会に出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。この場合、休会中の会費は、理事会においてこれを決定する。

3 前項の規定により休会した正会員が、復会しようとするときは、書面により理事長に申し出なければならない。

(退会)

第16条 正会員、特別会員及び賛助会員は、任意にいつでも退会することができる。

2 会員は、退会しようとするときは、その年度の会費を納入して、退会届を理事長に提出しなければならない。ただし、理事会においてその年度の会費を減免することができる。

(除名)

第17条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の3分の2以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。

(1)本会議所の目的遂行に反する行為のあるとき

(2)本会議所の秩序を乱す行為のあるとき

(3)会費の納入義務を履行しないとき

(4)総会及び例会の出席義務を履行しないとき

(5)その他会員として適当でないと認められるとき

2 前項の規定により、会員を除名しようとする場合は、当該会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第18条 前2条のほか、本会議所の会員は次の事由により、その資格を失う。

(1)後見開始もしくは保佐開始の審判を受けたとき

(2)死亡し又は失踪宣告を受けたとき

(3)法人又は団体が解散し、又は破産したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第19条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(総会の構成)

第20条 本会議所の総会は、正会員をもって構成する。

(総会の種類)

第21条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 毎年2月に開催される通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(総会の開催)

第22条 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき

(2)理事会が必要である旨決議したとき

(3)議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事長にあったとき

2 理事長は、前項第3号の場合には、請求があった日から30日以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は少なくとも開催日の10日前まで(書面により議決権を行使できることとするときは2週間前まで)に正会員に対して、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所につき、その通知を発しなければならない。

4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長が総会に欠席する場合は、理事長があらかじめ委任した者がこれにあたる。

3 前2項により選出された議長を務める正会員が発議した決議事項、及びその正会員に特別の利害が生じる決議事項については、監事が指名した正会員を議長にあてる。

4 前項の規程は当該決議事項についてのみ適用される。

(総会の決議)

第24条 総会は、正会員の総数の3分の2以上の出席により成立する。

2 総会の決議は、法令及び本定款並びに諸規程に特段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる者の過半数をもって決する。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(議決権)

第25条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

2 特別会員及び賛助会員は、総会において議決権を有しない。

3 正会員は、総会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決を委任することができる。この場合において、書面議決者又は議決委任者は総会に出席したものとみなす。

(総会の決議事項)

第26条 次の事項は総会の決議を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更

(3) 事業報告及び会計報告(収支計算書、正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表)の承認

(4) 役員を選任及び解任

(5) 理事会に付議する理事長候補者の選出

(6) 特別顧問の選任

(7) 入会金及び会費の額の決定及び変更

(8) 会員の除名

(9) 本会議所の解散

(10) 会員の資格及び役員を選出に関する規程並びに資金の運用に関する規程の決定、変更及び廃止

(11) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(12) 役員報酬の額又はその規程の決定及び変更

(13) 合併、事業の全部又は一部の譲渡

(14) 理事会において総会に付議した事項

(15) その他、特に重要な事項

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から選任した議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前項の議事録はその主たる事務所に備え置かななければならない。

第4章 役員及び特別顧問

(役員の種類及び数)

第 28 条 本会議所の役員は次のとおりとする。

- (1) 理事 7 人以上 25 人以内
- (2) 監事 1 人以上 3 人以内
- (3) 直前理事長 1 人
- (4) 顧問 若干名

2 理事のうち 1 人を理事長、2 人以上 6 人以内を副理事長、1 人を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

4 第 2 項の副理事長、専務理事を一般社団・財団法人法上の業務執行理事とする。

5 監事は、他の役員を兼務し、又は委員会の構成員となることができない。

(役員資格及び選任)

第 29 条 役員は、本会議所の正会員であることを要する。ただし、監事、直前理事長はこの限りでない。

2 役員は総会の決議によって選任及び解任される。ただし、理事長はこの限りではない。

3 理事長は総会の決議により理事の中から候補者として選出され、理事会の決議によって選定される。

4 理事会はその決議により、理事の中から専務理事及び副理事長を選定し、総会の決議によって選任する。

5 その他の役員を選任方法については、別に定める。

(役員任期)

第 30 条 理事の任期は、1 月 1 日より同年 12 月 31 日までの 1 年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、退任した理事の任期が満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その権利義務を有する。

4 監事の任期は、1 月 1 日より 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 2 月の通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

5 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期が満了する時までとする。但し、総会の決議により、補欠として選任された監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結時までとすることができる。

6 監事は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その権利義務を有する。

(理事の職務)

第 31 条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより本会議所の職務を執行する。

2 理事長は、本会議所を代表し、業務を統轄する。

3 副理事長は、理事長を補佐して業務を執行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を処理し、かつ事務局を統括する。

5 理事長、副理事長、専務理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

6 第 5 条第 1 項第 3 号にある団体に出向する正会員は、自己の職務執行の状況を理事会に報告することができる。

(監事の職務)

第 32 条 監事は、理事の職務執行を監査し、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

5 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

6 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

7 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

8 監事は、理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員 の 辞任 及び 解任)

第33条 役員はいつでも辞任することができる。

2 役員は、総会において総正会員の3分の2以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の同意を得て、解任することができる。

3 前項の規定により解任しようとする場合は、当該役員に予め通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(直前理事長及び顧問)

第34条 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。

2 顧問は、正会員の中から理事長が推薦し、理事会で選出された後に総会で選任され、その知識・経験を生かし本会議所の運営につき適宜助言する。

3 直前理事長及び顧問の任期は、第30条第1項の規定を準用する。

4 直前理事長及び顧問の辞任及び解任は、第33条の規定を準用する。

5 直前理事長及び顧問は理事を相互に兼ねることができない。

6 直前理事長及び顧問は理事会において議決権を有しない。

(特別顧問)

第35条 特別顧問は、正会員以外の者で、本会議所の発展に特別の貢献をした者、若しくは学識経験のある者の中から理事会が推薦し、総会の決議を経て理事長が任命する。

2 特別顧問はその知識、経験を生かし、本会議所の運営につき適宜助言をする。

(責任の免除)

第36条 本会議所は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(報酬等)

第37条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、総会でこれを定める。

2 役員は、その職務を行うために要する経費の支給をすることができる。

- 3 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。
- 4 会員に対する剰余金の分配はこれを認めない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第38条 本会議所に理事会を置く。

- 2 本会議所の理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 直前理事長、顧問及び特別顧問は理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 理事会は、必要があるときは理事以外の者の出席を要請し意見を求めることができる。

(理事会の開催)

第39条 定例理事会は毎月1回理事長が招集する。

- 2 次の各号の一つに該当する場合には臨時理事会を開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき

(2)理事が理事長に対し会議の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集を請求したとき

(3)第32条第5項又は第6項に定めるとき

3 理事長は、前項第2号に基づく理事会招集の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その日から14日以内の日を開催日とする理事会を招集しなければならない。

4 前項に規定する理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が、理事会を招集することができる。

5 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、理事、監事、直前理事長、顧問、特別顧問に対し通知を発しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長が理事会に欠席する場合は、理事のうちより、理事長があらかじめ委任した者がこれにあたる。

3 前2項により選出された議長を務める者が発議した決議事項、及びその者に特別の利害が生じる決議事項については、出席している理事のうち、監事が指名した者を議長にあてる。

4 前項の規程は当該決議事項についてのみ適用される。

(理事会の決議)

第41条 理事会は、その構成員の決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の2分の1以上の出席により成立し、その決議は出席者の過半数をもって決する。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(理事会の権限)

第42条 理事会は、次の事項を決議する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の決議した事項の執行に関すること

- (3) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長の選定及び解職
- (6) 規程及び細則の制定、並びに変更及び廃止に関する事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、本会議所の業務執行の決定。

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人（事務局長）の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
- (6) 第 36 条の責任の免除

（理事会の議事録）

第 43 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には出席した理事長及び監事が署名しなければならない。

第 6 章 例会及び委員会等

（例会）

第 44 条 本会議所は、会員へ向けての運動の方向性の説明、事業の進捗状況報告、及び会員の資質向上を目的として毎月 1 回以上例会を開く。

2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

3 正会員は例会の出席の義務を負う。

（委員会、室、会議体の設置）

第 45 条 本会議所はその目的達成に必要な事項を研究し、調査審議及び理事会で決議された事業を実施するために委員会を置く。

2 重要事業を実施する場合は、特別委員会を設置することができる。

3 本会議所はその目的達成に必要な事項を研究し、関連する委員会を指導するために必要に応じて室を設置することができる。

4 本会議所はその目的達成に必要な事項を研究し、理事会に答申するために必要に応じて会議体を設置することができる。

（委員等の任命）

第 46 条 委員会は、委員長 1 人、副委員長 1 人又は 2 人及び委員をもって構成する。但し、特別委員会においてはこの限りではない。

2 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命し、副委員長及び委員は正会員のうちから理事会の承認を得て選任する。

3 室は室長 1 人をもって構成する。

4 室長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。

- 5 会議体は議長1人、及び議員若干名をもって構成する。
- 6 会議体の議長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。
- 7 正会員は、理事長、直前理事長、顧問、副理事長、専務理事、室長、監事、事務局長を含む事務局員を除き、原則として全員がいずれかの委員会もしくは会議体に所属しなければならない。
- 8 前項の規定は理事長が認め、理事会の承認を得た理事に限り適用を免れる。

第7章 基金

(基金の拠出及び返還)

第47条 本会議所は、一般社団・財団法人法第131条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2. 基金の募集等の手続については、理事会の決議により定めるものとする。
3. 本会議所は、基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い、その拠出者に対して、拠出した財産の価額に相当する金銭を返還しなければならない。
4. 基金の返還に係る債権には利息を付さない。
5. 基金の返還は、通常総会の決議に基づき、毎事業年度末における返還限度額の範囲内で行うものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第48条 本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第49条 本会議所の資産は、理事長が管理する。その管理方法は、理事会の決議を経て定める。

(事業年度)

第50条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第51条 本会議所の事業計画書及び収支予算書は、その事業年度開始前に理事長が作成し、理事会の承認を得たうえ、毎事業年度開始の日の前日までに総会の決議を得なければならない。

2 理事長は第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは理事会の承認を得たうえ、総会の決議を得なければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 52 条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、通常総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 決算の結果、年度末において剰余金が発生したときは、総会の承認を経て、その全部若しくは一部を一般会計に組み入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

3 本会議所は、法令の定めるところにより、通常総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

第 9 章 管 理

（定款等の備え置き）

第 53 条 本会議所は、次に掲げる帳簿及び書類を事務所に備え置かなければならない。

- (1) 定款その他諸規程
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員の報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- (10) 監査報告書
- (11) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (12) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項第 2 号後段及び第 3 号から第 12 号の帳簿及び書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、その他諸規則及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（報告書等の備え置き）

第 54 条 本会議所は、前条に規定する書類をその通常総会の開催 1 週間前までに事務所に備え置かなければならない。

（関係書類の閲覧）

第 55 条 会員は、前 2 条の書類をいつでも閲覧することができる。

2 理事長は、正当な理由なくして前項の閲覧を拒むことができない。

（事務局・財政局）

第 56 条 本会議所は、その事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長 1 人及び事務局員若干人を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任命する。

4 事務局長は、理事長及び専務理事の命を受け庶務を処理する。

5 前各号のほか、事務局に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

6 理事長は事務局長が処理すべき庶務のうち、会計を担当させるために事務所の所在地に財政局を設置することができる。その場合、財政局に関する規定は本条文を準用し、事務局を財政局と、庶務を会計と、読み替えるものとする。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第 57 条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

3 その他、情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 58 条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(公告)

第 59 条 本会議所の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 60 条 この定款は、総会において総正会員の 3 分の 2 以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第 61 条 本会議所は、総会において総正会員の 3 分の 2 以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第 62 条 本会議所は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の 3 分の 2 以上であって議決権数の 4 分の 3 以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第 63 条 本会議所の解散のときに存する残余財産は、総会において本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第 64 条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

第12章 雑 則

(施行規則等)

第65条 本会議所は、本定款の運用を円滑にするため、本定款に定めるもののほか理事会の決議を得て施行に関する規則等を定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は糸井一紀とする。
- 3 この法人の最初の副理事長は高橋重尚、大川孝幸、伴雅史、中村喜博、専務理事は鈴木秀信とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第50条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。